29道協議会：事務連絡

平成29年６月１日

　北海道日本型直接支払推進協議会

　会員市町村担当者　様

北海道日本型直接支払推進協議会

事務局長　小　松　淳　一

多面的機能支払交付金等により取得した財産の処分について

本協議会の運営につきましては、日頃から格別のご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、農地・水・環境保全向上対策（H19～H23）、農地・水保全管理支払交付金（H24～H26）、多面的機能支払交付金（H26.H27～）における共同活動の一環で機械等を取得している場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき、処分制限期間内は交付金の目的に反した譲渡、使用等が制限されています。

一方で、処分制限期間を超過する機械等も生じていることから、次のとおり扱いについて案内しますので、関係活動組織への周知を賜りますとともに、適正な処理についてご指導を賜りますようお願いいたします。

なお、複数年のリース契約を行なう場合は、財産取得には該当しないため、新たな機械等の取得を検討される際は参考にしてください。

記

○財産処分の考え方

・別紙「多面的機能支払交付金等により取得した財産処分の考え方」を参照のこと。

・様々な事案が生じることが想定されますので、別紙によらない場合はご相談ください。

北海道日本型直接支払推進協議会事務局

水土里ネット北海道 技術部地域支援課　田村

TEL 011-206-6209　FAX 011-200-5352

E-mail tamura-hiroyuki@htochiren.jp

別紙

多面的機能支払交付金等により取得した財産処分の考え方

１　財産の処分制限期間について

・別添「多面的機能支払交付金の手引き（抜粋）」を参照。

※取得年度により期間が異なる場合がありますので、ご留意願います。

２　処分制限期間を超過した機械等を「使用する」場合

・必要な手続きは特にありません。

・現在と同様に、財産管理台帳に登録のうえ、管理者を定めたうえで必要に応じて修理等を行い適正に使用してください。

３　処分制限期間を超過した機械等を「使用しない」場合

・処分制限期間を超過した機械等であっても、私的な流用等を行うことはできません。

・次の手順に従い関係書類等を整理してください。

（１）同等の機能を持つ機械等に更新する場合

①　更新する機械等の取得に向けた複数者からの見積徴収の際に、現有機械等の“下取り価格の見積書”を別途徴収する。

→現有機械等の引き取りは行なわれるものの、下取り価格が「0円」の場合は「0円」が記載された下取り価格の見積書を徴収。

→現有機械等の引き取りが行なわれない場合は、見積書を依頼した業者から「引取り不可」を示した書類を徴収し、（２）により整理すること。

②　購入機械等の価格と下取り価格を相殺した額が一番安価な業者を選定する。

　→購入見積額、下取り見積額の内訳を記載した一覧表を作成する。

③　請求書を受け代金の支払を行なう。

④　処分（下取りor無償引取り）した後は、受渡し書（任意様式）を選定業者と取り交わす。

⑤　新旧の財産について、それぞれ財産管理台帳に登録する。

　（２）新たな機械等を取得しない場合、又は（１）で引き取りが行なわれなかった場合

1. 機械等の処分に際し、業者が“購入”する場合があるため、複数の近傍の業者に確認し、結果を書面により整理し、購入額が一番大きい業者に引き渡しをする。

→活動組織の構成員（農業者等）が対価を支払い、当該構成員に引渡しすることは不可。

→業者から活動組織に支払われる“購入代金”は交付金会計の収入で受け、全額を本交付金の目的に沿った活動に使用すること。

1. ①によらない場合、複数の廃棄物処分業者等から処分費の見積書を徴収し、一番安価な業者に処分を依頼すること。処分費については交付金から支出が可能であり、マニフェスト等を取り交わし保管すること。

以上